

# 報道発表



令和2年1月22日

## 第66回文化財防火デーにおける文化庁長官・消防庁長官の 視察について（追加情報）

令和2年1月26日（日）は第66回文化財防火デーです。文化庁では、文化財の防火対策の一層の充実に向けて、消防庁とも連携し、昨年12月に「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」（令和元年12月23日文部科学大臣決定）を策定しましたが、今回の文化財防火デーは5か年計画策定後、初めての実施となります。

そのため、消防庁と連携し、日本で初めて世界遺産に登録され、国宝にも指定された建造物を有する姫路城（兵庫県姫路市）で実施される防火訓練にあたり、宮田文化庁長官及び林崎消防庁長官の両長官が視察しますので、お知らせします。

### 【概要】

1. 日 時 令和2年1月26日（日） 9：45～10：40（予定）

2. 視察者 宮田 亮平 文化庁長官、林崎 理 消防庁長官

3. 場 所 姫路城（兵庫県姫路市）

特に、放水状況、訓練終了報告、閉会式でのあいさつの場面では、指定場所で撮影の機会を設けます。併せて、防火訓練終了後に、ぶらさがり会見を行う予定です。

4. 主なスケジュール（若干の時間の誤差が生じる可能性があります。）

9：45 訓練開始

10：11 消火隊放水開始

10：13 両長官同席のもと、姫路市消防局長へ訓練終了報告

10：15 閉会式（両長官あいさつ等）

10：30 両長官によるぶらさがり会見（備前丸・訓練会場南側）

5. 取材に関する事前登録について

取材をご希望の場合、1月24日（金）17時までに、以下の担当まで別紙様式にてご登録をお願いします。

<担当> 文化庁文化資源活用課

活用連携計画官 中田 尚樹（内線2869）

活用連携計画官付 新井 淳一（内線2415）

電話：03-5253-4111（代表）、03-6734-2415（直通）

Email: shigen-renkei@mext.go.jp

(別紙)

## 送信先（文化庁文化資源活用課活用連携計画官付）

Email : [shigen-renkei@mext.go.jp](mailto:shigen-renkei@mext.go.jp)

FAX : 03-6734-3820

取材を御希望の方は、令和2年1月24日（金）17時までに下記事項を記入の上、本用紙をE-mail（shigen-renkei@mext.go.jp）又はFAXでご登録をお願いいたします。

【本件では、東京地区の報道機関の登録を想定しています。（姫路地区の報道機関は登録不要です。）】

### 【取材者連絡先等】

1. 貴社名（媒体名）\_\_\_\_\_

2. 御芳名（記者氏名）\_\_\_\_\_

※全員分記入

3. カメラ種別 スチール／ムービー／なし  
(クルー人数　名) ※上記記者含む

4. 電話番号（携帯番号）\_\_\_\_\_

※当日連絡の取れる番号をご記入願います。

5. Eメールアドレス \_\_\_\_\_

### ※ 取材の留意事項

- (1) 訓練中の撮影取材（インタビューはできません）及び閉会式終了後のぶらさがり会見への取材を予定しています。
- (2) 開始時間までに現地（姫路城備前丸）へお集まりいただき、必ず「腕章」を着用の上、担当職員へ受付をお願いします。
- (3) 撮影の際には、訓練の妨げにならないよう配慮願います。訓練中の放水、訓練終了報告などの場面は極めて短時間になりますが、時間の延長は行いません。
- (4) 安全確保のため、担当職員の案内に従っていただき、指定された場所以外への立ち入りはご遠慮ください。
- (5) なお、少々の雨天でも訓練は決行しますが、荒天又は路面凍結時は訓練を中止します。中止の場合には、事前に登録のあった連絡先へその旨連絡します。

## 1. 趣旨等／2. 計画期間

- 我が国の貴重な国民的財産である文化財を確実に次世代に継承するため、総合的・計画的な防火対策を重点的に進める計画を策定。
- 計画期間：令和2～6年度までの5か年（令和元年度に一部前倒しして実施する場合を含む。）

## 3. 基本的な考え方

### (1) 国宝・重要文化財（建造物）／国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策に係る基本的な考え方

防火対策ガイドラインに基づく点検結果を踏まえ、各文化財の特性、管理体制、防火に係る専門的見地からの意見等を総合的に勘案して検討・実施。  
対策の進捗状況を適時確認。

#### ＜留意事項＞

- |                                     |                                |
|-------------------------------------|--------------------------------|
| ① 防火対策ガイドラインに基づく点検の結果必要とされた防火設備は整備  | ② 実地調査等により毀損や不具合が確認された防火設備は整備  |
| ③ 火災の早期覚知、初期消火対策、管理体制に応じた夜間などの対応を検討 | ④ 来訪者の人的安全性確保の観点からも検討          |
| ⑤ 敷地外も含めた整備が必要である場合、関係機関等と連携・協議     | ⑥ 文化財の特性等を踏まえた適切な防火設備であるか検討    |
| ⑦ 防火設備の厳選、効果的・効率的な整備手法導入により、コスト縮減   | ⑧ 日常的な火気管理、各種訓練の実施等、ソフト面でも取組推進 |

### (2) 史跡等に所在する建造物の防火対策に係る基本的な考え方（⇒ (1) の国宝・重要文化財（建造物）に準じる。）

## 4. 重点整備対象・重点整備内容・重点取組内容

(1) 重点整備対象	(2) 重点整備内容（ハード面）	(3) 重点取組内容（ソフト面）
世界遺産又は国宝（建造物）	① 毀損・不具合がある防火設備の整備等 ② 早期覚知のための警報設備等の充実 ③ 初期消火対策の徹底（スプリンクラー設備等の自動消火設備等） ④ 周囲からの延焼防止対策の充実（放水銃、ドレンチャー設備等） ⑤ 管理体制に応じた防火設備の整備等（易操作性の消火栓設備等）	防災計画の策定や設備の定期点検、当該設備等を用いた訓練、自主防災組織や近隣の人々との連携のもとでの定期的な防災訓練の実施等
国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等（老朽化・不具合等が確認されたもの）	① 毀損・不具合がある防火設備の整備等 ② 早期覚知のための警報設備等の充実 ③ 初期消火対策や延焼防止対策の充実 ④ 文化財の特性に応じた防火設備の整備 ⑤ 管理体制に応じた防火設備の整備等	防災計画の策定や設備の定期点検、防災訓練、文化財救出計画の策定、文化財救出訓練等

## 5. 所有者等や地方公共団体に期待する役割

- (1) 所有者等 防火対策ガイドラインの活用、日常的な火気管理、出火防止策の徹底、防火設備の整備、各種防火訓練、適切な保守点検や維持管理 等
- (2) 地方公共団体 国、所有者等との連携の下、各地域における総合的かつ計画的な防火対策を策定するなど、各地域の実情を踏まえた積極的な関与（文化財等に関する専門的知見の活用、随伴補助の実施や寄付等による民間資金の確保、効果的・効率的な整備手法の導入についての助言等）

# 報道発表



令和2年1月14日

## 第66回文化財防火デーの開催について

令和2年1月26日（日）は、第66回文化財防火デーです。今回は、姫路城（兵庫県姫路市）や東京国立博物館（東京都台東区）などで防火訓練が実施されますので、お知らせします。  
(消防庁と同時発表)

### ●背景

1月26日は、文化財保護法制定の契機となった法隆寺金堂壁画が焼損した日（昭和24年）に当たります。昭和30年にこの日を「文化財防火デー」と定め、貴重な文化財を火災・震災その他の災害から守るために、文化庁と消防庁が協力して、毎年1月26日を中心に全国的に文化財防火運動を展開しています。

### ●日時・場所

全国各地の文化財所在地において防火訓練が行われますが、文化庁長官及び消防庁長官等が視察を行う訓練先は次のとおりです。

#### 1 姫路城（兵庫県姫路市）

日 時：令和2年1月26日（日） 9時45分開始

訓練実施消防機関：姫路市消防局

視察者：文化庁長官及び消防庁長官

#### 2 東京国立博物館（東京都台東区）

日 時：令和2年1月20日（月） 10時00分開始

訓練実施消防機関：東京消防庁

視察者：文化庁文化財鑑査官及び消防庁長官

### ●参考資料

- ・第66回文化財防火デー実施要項（別添1）
- ・国宝・重要文化財件数（別添2）
- ・第66回文化財防火デーポスター（別添3）

<担当> 文化庁文化資源活用課

活用連携計画官 中田 尚樹（内線2869）

活用連携計画官付 新井 淳一（内線2415）

電話：03-5253-4111（代表）

03-6734-2415（直通）

## 第66回 文化財防火デー実施要項

### 第1 趣 旨

1月26日は、法隆寺金堂壁画が焼損した日（昭和24年）に当たるので、この日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として文化財を火災、震災その他の災害から守るために、全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図るものである。

### 第2 主 唱

文化庁・消防庁

### 第3 名 称

第66回 文化財防火デー

### 第4 期 日

令和2年1月26日（日）

### 第5 実 施 方 針

- 1 国民一般の文化財保護に対する関心を高めるために、文化財部局及び消防機関（以下「関係機関等」という。）は、この日を中心に積極的に防火訓練その他の防災訓練等の行事を実施するとともに、広報活動を行い、「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図るものとする。
- 2 文化財所有者、管理者その他の関係者（以下「文化財所有者等」という。）は、平素の文化財の防災体制の整備や防災対策の強化に加え、「文化財防火デー」においては、文化財は国民共有の貴重な財産であるということを再認識し、必要な措置を講ずるよう努力するものとする。
- 3 文化財を災害から守るためには、関係機関等及び文化財所有者等だけでなく、文化財周辺の地域住民との連携・協力が必要であることから、「文化財防火デー」においては、そのような地域の連携体制の構築・強化のため、地域住民に対する防火・防災意識の高揚に努めるものとする。

### 第6 実 施 事 項

- 1 国（文化庁・消防庁）において、全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図るために、次の事項を実施するものとする。
  - (1) 政府刊行物による広報
  - (2) 報道機関への広報
- 2 地方公共団体の関係機関等において、文化財所有者等及び地域住民の協力により、文化財の防火・防災に関する意識の高揚が図られるよう、次の事項の実施に努めるものとする。

(1) 防災訓練等の実施

- ア 防災訓練（特に消防機関への通報訓練）の実施
- イ 文化財建造物等への立入検査及び防火・防災指導
- ウ 文化財所有者等への消防用設備等の定期点検の励行の指導
- エ 伝統的建造物群保存地区及び文化財周辺の地域住民に対する防災指導及び防災協力体制の整備に係る指導

(2) 広報活動

- ア 文化財の防火・防災に関する各種広報活動の実施（テレビ、ラジオ、有線放送等の活用及び広報資料の刊行）
- イ 防災訓練及び防災施設の見学会の実施

(3) その他

- ア 文化財所有者等を対象とした文化財の防火・防災に関する講習会、研究会等の実施（消火の知識、技術の習得等）
- イ 学校、博物館等における文化財の防火・防災に関する意識の高揚のための行事の実施（文化財講座、文化財写真展等）
- ウ 文化財所有者等に対する、文化財建造物等の放火火災防止対策の必要性の周知及び放火されにくい環境整備に関する指導（関係機関等との連携による重点警戒の実施、放火監視機器等の設置指導等）

3 文化財所有者等において、関係機関等と緊密な連携により、文化財防災に関する意識の高揚を図るために、次の事項の実施に努めるものとする。

(1) 防災訓練等の実施

- ア 通報、消火、重要物品の搬出及び避難誘導等の総合的な訓練の実施  
消防機関への通報や、消火器及び消火栓等を活用した初期消火等といった火災発生時の初期対応の体制を確認し、十分な訓練を行うこと。訓練の実施にあたっては、日中の発災を想定した訓練だけではなく、夜間など人員が少ない状況下での発災を想定した訓練も必要に応じて実施すること。また、有形文化財（美術工芸品・民俗文化財等）の搬出訓練を実施する際には、これに擬した代替物品を用いて行うこと。やむを得ず実物を使用する場合は、当該文化財の性質・構造を熟知の上、慎重に行うこと。

なお、観覧者の多い社寺等については、観覧者の避難誘導のための訓練も併せて行うこと。

イ 防災訓練後の点検等

消火訓練後の貯水槽等への水の補給や消火器への消火薬剤の補充等を確実に実施するとともに、改善すべき事項等について検討し、適切な措置をとること。

## (2) 防火・防災対策の推進

### ア 防火対策の検討、実施

「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を参照し、文化財の特性に応じた防火対策を講じること。

### イ 消防計画の作成等

消防計画は、文化財の規模、立地条件、人員構成等の実態に応じ作成すること。

また、既に消防計画が作成されている場合には、計画の再確認を行うこと。

なお、工事やイベント時等の通常の管理と異なる場合の防火管理（出火防止対策、出火時の工事・イベント関係者と自衛消防組織が連携した行動計画等）について、必要に応じて消防計画に規定すること。

### ウ 自衛消防組織の設置

防災体制の整備については、特に自衛消防組織の設置及び充実強化を図ること。

自衛消防組織は、原則として文化財を所有・管理する社寺等の職員により構成されるものであるが、職員がいない場合や夜間に十分な人員がいなくなる場合には、職員の招集体制の構築や近隣住民との連携体制を強化する等の対策を講じること。

### エ 火災、震災発生時に危険が予想される箇所の発見と改善

#### オ 巡視の励行

#### カ 通報、連絡体制の確立

#### キ 文化財管理目録の作成と点検

火災発生時の搬出及び盗難への対応のため、文化財の管理目録（台帳）を作成し、点検及び訓練実施時等に活用すること。

#### ク 消防用設備等及び防災設備の点検・整備

消火器、自動火災報知設備、火災通報装置その他の消防用設備等及び防災設備について、定期的点検及び整備を行うとともに、取扱いに習熟すること。

また、消防用設備等の点検結果は、点検票及び維持台帳に記録するとともに、消防機関に報告する等維持管理すること。

#### ケ 消防用設備等の代替措置

震災時に消火栓や火災通報装置が使用できない場合を想定し、これらの代替措置を講じておくこと。

#### コ 震災等に対処するための木造建造物等の点検及び应急資材の準備

#### サ 火気設備の適正利用

火気設備、器具等の適正な利用及び維持管理を徹底するとともに、老朽化した器具にあっては交換、整備すること。

- シ 電気設備等の点検・維持管理の励行  
電気設備の定期的な点検や交換、コンセント周りの清掃や配線の適正処理など出火源となり得るもの抽出と対策を講じておくこと。
- ス 可燃物及び危険物保管場所の整理・整頓の励行
- セ 避難経路及び避難場所の点検及び整備
- ソ 市町村火災予防条例によるたき火及び喫煙に係る禁止区域の明確化並びにその励行
- タ 周辺環境の整理・整頓  
文化財の周辺には、木材等の可燃物を置かないようにするとともに、常に整理・整頓すること。
- チ 消防機関による防火診断の積極的な受け入れ

# 国宝・重要文化財件数

(令和 2 年 1 月 1 日現在)

区 分		国 宝	重 要 文 化 財
種 別			
建 造 物		( 290 棟 )	(5,122 棟 )
美術工芸品	絵 画	1 6 2	2 , 0 3 1
	彫 刻	1 3 8	2 , 7 1 5
	工 芸 品	2 5 3	2 , 4 6 9
	書 跡 ・ 典 籍	2 2 8	1 , 9 1 6
	古 文 書	6 2	7 7 4
	考 古 資 料	4 7	6 4 7
	歴 史 資 料	3	2 2 0
	小 計	8 9 3	1 0 , 7 7 2
合 計		1 , 1 2 0	1 3 , 2 8 1

(注) 重要文化財の件数は、国宝の件数を含む。



第65回文化財防火デー消防訓練 法隆寺(奈良県斑鳩町)

 文化庁・消防庁

**文化財防火デー**

昭和24年1月26日に、法隆寺金堂が炎上し、仏教絵画の代表作品ともいえる壁画が焼損したことから、文化財防災推進のため、毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、文化財所有者等の協力のもと、消火訓練等を行っています。

  
文化財愛護